

令和3年度第1回
留萌圏域障がい者が暮らしやすい
地域づくり委員会

話題提供
～目に見えない虐待と
その後の進路～

留萌市子ども発達支援センター
センター長 松下高広

今日のお話は・・・

- (1) 留萌市子ども発達支援センターの概要
- (2) 虐待について（概要）
- (3) まとめ

※ 前回「話題提供」の後書き

子ども発達支援センターの概要



- H02.04 留萌南部地域幼児療育センター開設
- H30.11 沖見町に新築、移転
- R02.02 北海道指定事業所に移行、名称を変更
- R03.10 市町村中核子ども発達支援センター
(移行の予定)

R3年4月当初

年度	H30	H31	R2		R3	R3			
			R3	留萌市	増毛町	小平町			
児童(幼)	27	37	30	46	28	幼児	25	1	2
放デ(小)	44	53	45	69	50	小学生	38	4	8
放デ(中)	16	14	20		14	中学生	12	2	
放デ(高)			2		3	高校生	3		
居宅訪問			3	3	2	居宅訪	1	1	
合計	87	104	100	118	97	合計	79	8	10

子ども発達支援センターの概要

【開設している事業】

- ・発達に遅れがある子ども（疑いを含む）とその家族に対し個別の療育支援計画に基づいて療育や相談支援等を行う。

事業	対象	内容
児童発達支援	0～6歳	母子で通所。遊びを中心とした療育を行い、個々の発達を促す。
放課後等 デイサービス	小中高生	集団指導を中心とした療育を行う。 放課後に実施。
保育所等訪問支援	幼・保・小中高 特別支援学校	保護者の要請で訪問。対象児や施設 スタッフに必要な支援を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度障害児 医療的ケア児	医ケア児など重度障害児を対象とし 専門職員が居宅を訪問する。
障害児相談支援	保護者 家族、等	各種相談の他、支援利用計画の作成 など適切なサービス利用を支援。

子ども発達支援センターの概要

【センターの特色】

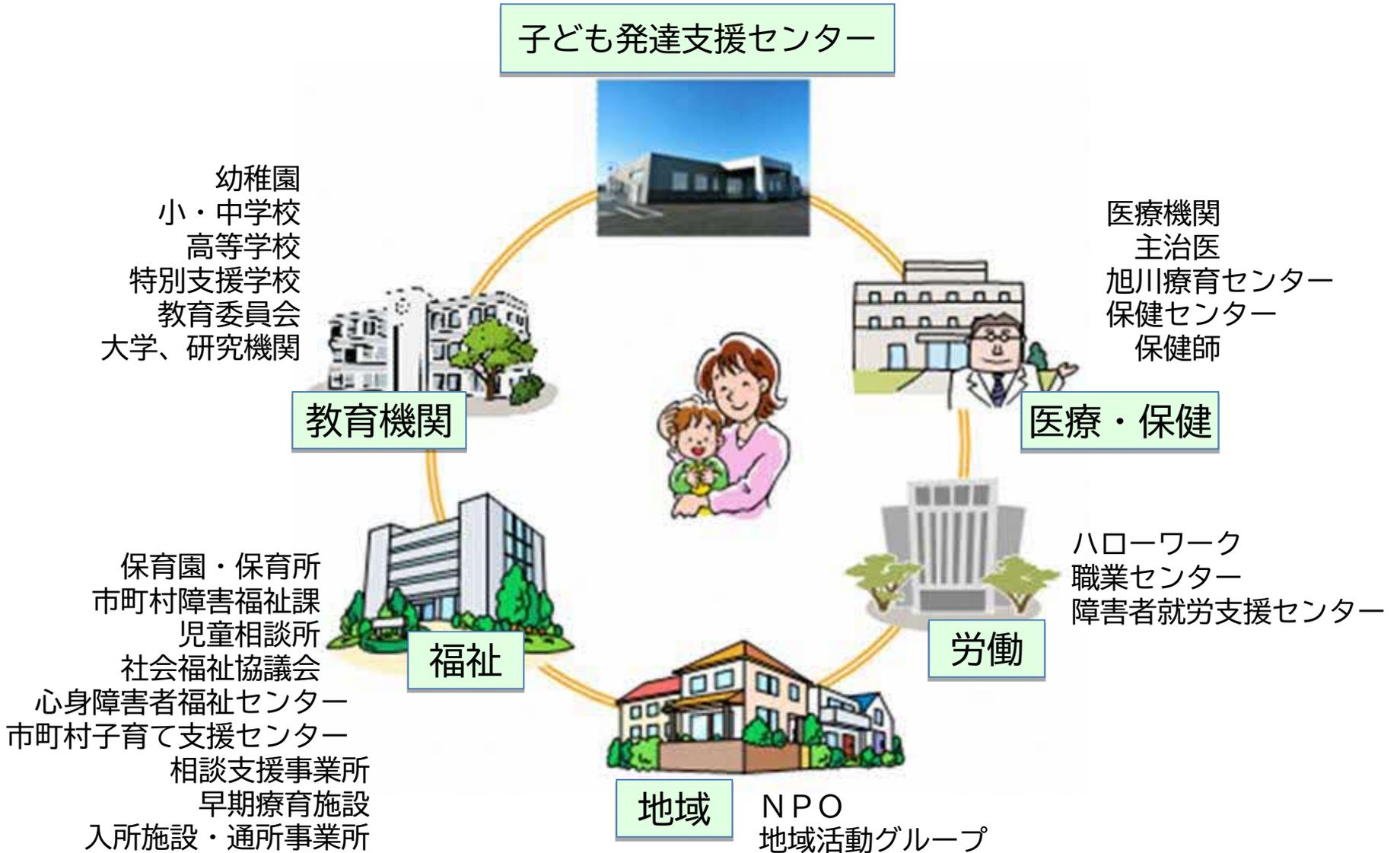
- ①専門職（PT, OT, ST）が4名在籍（1名 育休中）。
- ②幼保、小学校との連携を重視。
- ③プール指導が可。

【最近の傾向】

- ①留萌市の人口 ↓ センター在籍者 ↑
- ②保育所等訪問の実績 ↑↑ 相談支援の実績 ↑↑
- ③放デイは民間事業所との併用が大多数。



関係機関との連携



虐待の定義と内容

①身体的虐待

②性的虐待

③ネグレクト

④心理的虐待

⑤経済的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束する等

利用者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする等

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

児童虐待

福祉施設における虐待

虐待の定義と内容

①身体的虐待

②性的虐待

③ネグレクト

④心理的虐待

⑤経済的虐待

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等

療育指導の**放棄**や心理的・物理的な長時間の**放置**すること。また虐待にかかる職員の行為を黙認放置し、利用者の権利を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、兄弟に虐待行為を行う等

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

利用者の財産を不当に処分、運用し、あるいは利益を得ること

虐待の定義と内容

①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。など

強制行為 乱暴行為

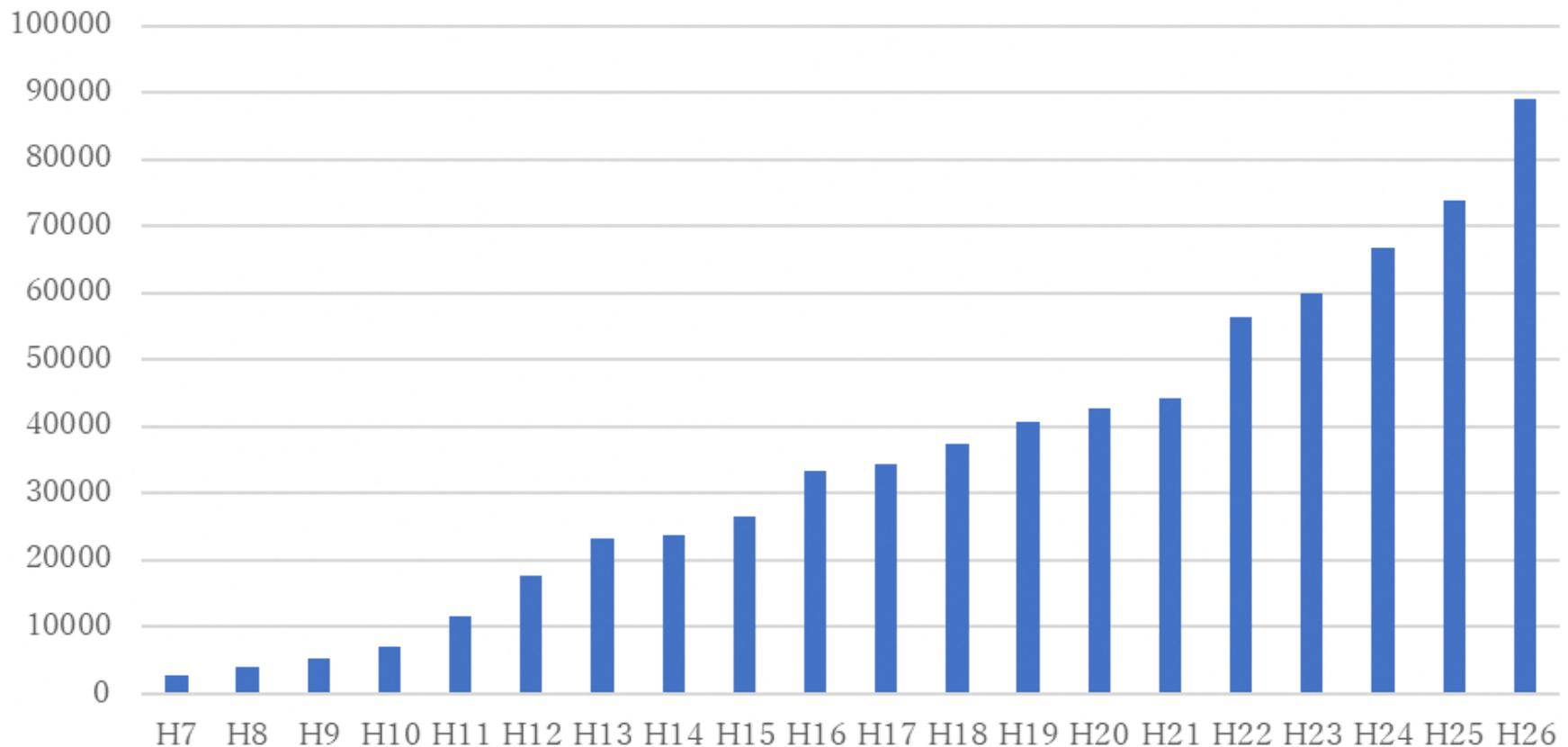
- ・身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

正当な理由のない身体拘束

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が利用者を押さえつけて行動を制限する。

虐待の定義と内容

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値
(厚生労働省 H26)